

奈半利町手話言語条例

言語は、お互いの思いや感情を理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話言語は、音声言語とは異なる独自の言語体系を有する視覚言語であり、手や指、体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、手話言語を大切に育んできた。

しかし、これまでの長い歴史の中で、手話言語が言語として認識されてこなかったことや、手話言語を使用することのできる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者や手話言語を必要とする人は、必要な情報を得ることも他者とコミュニケーションを図ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話言語が言語として認められ、ろう者や手話言語を必要とする人があらゆる場面で自由に手話言語を使える社会となるよう取り組むことが求められている。

したがって、手話言語が言語であることを明確に位置づけ、手話言語に対する理解の広がりや社会的認知の拡大を図るとともに、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で支え合い、安心して生活できる社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話言語が言語であるとの認識に基づき、手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及並びに地域における手話言語を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とりょう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話言語 手や指、体の動き、表情を使って概念や意見を視覚的に表現する視覚言語をいう。
- (2) 町 民 町の区域内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (3) ろう者 聴覚障害者のうち、手話言語を使用して、日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (4) 事業者 町の区域内において、事業を行う個人又は団体若しくは法人をいう。

(基本理念)

第3条 手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及は、手話言語が言語であるという認識のもと、手話言語に対する理解を深め、ろう者とろう者以外の者との手話による円滑な意思の疎通を図り、全ての人がお互いに人格及び個性を尊重し合うことを基本理念として行うものとする。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者があらゆる場面で手話言語による円滑な意思疎通を図ることができ、自立した日常生活及び地域における社会参加がしやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、地域社会においてともに暮らす一員として、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、町の施策に協力するとともに、手話言語の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話言語の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話言語を必要とする人が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境づくりに努めるとともに、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 町は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話言語に対する理解を深めるための啓発に関する施策
- (2) 手話言語を普及するための施策
- (3) 手話言語による情報発信と情報取得の機会の拡充に関する施策
- (4) 手話通訳者の派遣等による、ろう者の社会参加の機会の拡充に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

2 町は、前項に掲げる施策を推進するときは、ろう者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(観光旅行者その他の滞在者への対応)

第8条 町及び事業者は、もてなしの心を持ち、手話言語を必要とする観光旅行者その他の滞在者が安心して滞在することができるよう、必要な施策を実施し、又は利用しやすいサービスの提供に努めるものとし、町民は、もてなしの心をもって手話言語に対する理解のある対応に努めるものとする。

(学校における手話言語の普及)

第9条 町は、学校教育の場において、手話言語に接する機会の提供、その他手話言語に親しむための取組を実施することにより、手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 町は、第7条の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。